〈論　説〉

# 理想的所得課税と理想的消費課税との違いは無リスク収益部分の課税の有無の違いより更に小さいかもしれない

Difference between ideal income tax and ideal consumption tax might be smaller than difference between taxation and non-taxation of risk-free return

浅　妻　章　如

1. 問 題 意 識
2. 教科書的説明の確認
  2.1. 所得課税と消費課税（expensing 方式）
  2.2. 理想的所得課税と理想的消費課税の違い
  2.3. 機械を自己資本で購入し真の経済的減価償却に基づいて所得課税を受ける例
  2.4. 預金利子の所得課税の例
  2.5. 機械購入資金を負債で調達し真の経済的減価償却に基づいて所得課税を受ける例
  2.6. 機械を自己資本で購入し消費課税（expensing 方式）を受ける例
3. 耐用期間無限の資産の価格と所得課税・消費課税
  3.1. 耐用期間が長くなると
  3.2. 耐用期間無限で消費課税（expensing 方式）の例
  3.3. 耐用期間無限で所得課税で税引前割引率 $r$ の例
  3.4. 耐用期間無限で所得課税で税引後割引率 $r(1-t)$ の例
4. 消費という選択肢も有する個人の割引率について税引後割引率 $r(1-t)$ を用いるか？
  4.1. 税引後割引率 $r(1-t)$ を用いると所得課税が即時消費より投資を不利に扱うという説明が妥当しない
  4.2. 即時消費と呼ばれるものも経済的実質としては投資というべき場合が多いのではないか
  4.3. 理想的所得課税と理想的消費課税との比較
5. 残された課題

## 1. 問 題 意 識

[1]【理想的所得課税と理想的消費課税との違いは無リスク収益部分の課税の有無の違いである】という教科書的説明に関し，理想的所得課税と理想的消費課税との違いは更に小さいかもしれない，というアイデアをメモしておくことが本稿の目的である。

前段落の考察のきっかけは，固定資産税が重い（又は軽い）場合，資産価格が低く（又は高く）なると考えられているのに対し，所得課税が重い（又は軽い）場合，資産価格が低く（又は高く）なるとは考えられていないのは何故であろうか，という疑問である。この疑問については別の機会に考察した[2]。

略述すると次の通りである。所得課税の税率（income tax rate：$t_i$ とおく）が人によって異なり，固定資産税率（property tax rate：$t_p$ とおく）が人によって異ならず，固定資産税額を所得課税の課税標準の計算において控除できると想定する。或る土地から毎年税引前収益 $I$ が発生するとし，税引前割引率を $r$ とし税引後割引率を $r(1-t_i)$ とし，地価を $V$ とする[3]。このとき，$V$ は $V=(I-Vt_p)(1-t_i)/r(1-t_i)$ という計算式で求まる。これを整理すると[4]，$V=I/(r+t_p)$ となる。第一に，固定資産税率 $t_p$ の軽重が資産価格の高低をもたらすこと，第二に，所得課税の税率 $t_i$ が消えるので $t_i$ が人によって異なっても資産価格が変わらないことが，一応の教科書的解答としてこのような算式で説明で

---

1）　本稿では原則として人名に敬称等を付さず，「　」『　』を引用のために用い，【　】を区切りの明確化の為に用い，YYYYMMDD 表記を用いる。本稿執筆にあたり租税法研究会，固定資産税に関する意見交換会，法の経済分析ワークショップ及び金融取引と課税研究会において，示唆を賜った。感謝する。本稿の過ちの責めは浅妻に帰す。従来の教科書的説明の前提から確認し直すべし，内容が多すぎるので分割すべし，との示唆を賜った。本稿はアイデアノートにとどまる。

2）　浅妻章如「固定資産税率の増減と所得税率の増減が資産価格に与える影響は違うか」資産評価情報 233 号 3-8 頁（2019.11）。

3）　固定資産税が無い場合は $V=I/r$ となるということはよく知られている。

4）　$V=(I-Vt_p)(1-t_i)/r(1-t_i)$
$Vr(1-t_i)=(I-Vt_p)(1-t_i)$
$Vr(1-t_i)+Vt_p(1-t_i)=I(1-t_i)$
$V\{r(1-t_i)+t_p(1-t_i)\}=I(1-t_i)$
$V(r+t_p)(1-t_i)=I(1-t_i)$
$V=I(1-t_i)/(r+t_p)(1-t_i)$

きると考えられる。

前段落の算式の展開において，所得課税に服する主体（個人のみを想定し，法人は想定していない）は事業者（businesses）であることが想定されている。当該主体は，固定資産税が課せられる物への投資（所得課税も課せられる）とそうでない物への投資（所得課税のみが課せられる）との選択に直面しており，消費するという選択肢が無いことが想定されている。かような主体にとって，所得課税の世界で割引率について税引前割引率 $r$ ではなく税引後割引率 $r(1-t_i)$ を用いることとされている。

消費という選択肢も有する個人について，割引率は税引前割引率 $r$ ではなく税引後割引率 $r(1-t_i)$ を用いるのか，を本稿で考察する。本稿は固定資産税を扱わない。本稿も法人は扱わない。もしも所得課税の世界で個人のあらゆる投資が所得課税に服するならば，割引率について税引前割引率 $r$ ではなく税引後割引率 $r(1-t_i)$ を用いることとなるであろうけれども，その場合の税引前割引率 $r$ は，消費課税の世界における税引前割引率 $r$ よりも大きくなるのではないか，その結果，【理想的所得課税と理想的消費課税との違いは無リスク収益部分の課税の有無の違いである】という教科書的説明に関し，理想的所得課税と理想的消費課税との違いは更に小さいかもしれない，というのが本稿のアイデアである。

## 2. 教科書的説明の確認

### 2.1. 所得課税と消費課税（expensing 方式）

本稿では所得課税を利子課税有り累進付直接税の意味で用いる。所得課税は包括的所得概念（所得＝消費＋純資産増加）に基づく。現行法は実現主義であるが，時価主義の方が包括的所得概念に適うので[5)]，断りなき限り時価主義を想定する。

本稿では消費課税を利子課税無し累進付直接税の意味で用いる。消費課税は消費型所得概念（所得＝消費）に基づく。本稿は制限的所得概念を扱わない[6)]。本稿は消費税法による消費税（付加価値税）を扱わない。

---

5） 中里実ら編著『租税法概説 3 版』127-128 頁（有斐閣，2018，浅妻章如執筆）「COLUMN 4-6 ロック・イン効果」参照。

投資の原資たる税引前賃金（wage）を $W$ とする。甲氏や乙氏といった個人に $W$ 以外の資源（相続財産等）は無いとする。税引前利子率・割引率（年複利）を $r$ とする。月日の調整は無視し年単位の計算とする。税率を $t$ とする。所得課税の世界における税率を $t_i$ とし，消費課税の世界における税率を $t_c$ とすることがある。負の所得が生じる例について他に充分な所得がある（又は即時還付を受けられる）とする。仮の数値例として，$W=1$，$r=1\%$[7]，$t=t_i=t_c=40\%$ とする（人による税率の違いの可能性はここでは想定しない）。小数点以下第 6 位未満は四捨五入する。

甲氏は第 0 年度に $W$ を稼得し第 0 年度に税引後の残額を全て消費する。第 0 年度の消費額は $W(1-t)=0.6$ である（所得課税の世界でも消費課税の世界でも変わりがない）。

乙氏は，第 0 年度に $W$ を稼得し，種々の税制下で最大限の額を貯蓄・投資し，第 1 年度に消費する。

所得課税の世界では，乙氏の第 0 年度の投資額は $W(1-t_i)=0.6$ となる。翌年，$W(1-t_i)r=0.006$ の税引前収益が生じ，$W(1-t_i)rt_i=0.0024$ の税を納め，第 1 年度の消費可能額は $W(1-t_i)\{1+r(1-t_i)\}=0.6036$ となる。

消費課税には yield exemption 方式（定訳は無いが収益非課税方式等と訳される）と expensing 方式（定訳は無いが全額即時控除方式等と訳される）がある。

yield exemption 方式の世界では，第 0 年度の投資額が $W(1-t_c)=0.6$ となる。翌年，$W(1-t_c)r=0.006$ の収益が非課税となり，第 1 年度の消費可能額は $W(1-t_c)(1+r)=0.606$ となる。

expensing 方式の世界では，投資額が投資時に控除されるので，第 0 年度の投資額は $W=1$ となる。翌年，$W(1+r)=1.01$ の全額が課税対象となり，$W(1+r)t_c=0.404$ の税を納める。第 1 年度の消費可能額は $W(1+r)(1-t_c)=0.606$ となる。

---

6）教科書的には，消費型所得概念と対置される取得型所得概念（又は発生型所得概念）のサブカテゴリーが，制限的所得概念と包括的所得概念であると位置付けられている（中里ら・註 5）91–92 頁，浅妻）。しかし，数理的に整理すれば，制限的所得概念は消費型所得概念に近い，と私は考えている。

7）註 10 参照。租税法学の教科書では計算の便宜のため $r=10\%$ を想定することが多い。中里ら・註 5）92 頁，金子宏ら編著『ケースブック租税法 5 版』486 頁（弘文堂，2015，増井良啓執筆）参照。

ここではレント（rent：超過収益）等を想定してないので，yield exemption 方式下の $W(1-t_c)(1+r)$ と expensing 方式下の $W(1+r)(1-t_c)$ は等しい。断りなき限り本稿で消費課税という際は expensing 方式を念頭に置く。

所得課税の世界での乙氏の第 1 年度の消費可能額は $W(1-t_i)\{1+r(1-t_i)\}$ である。その第 0 年度の割引現在価値は $W(1-t_i)\{1+r(1-t_i)\}/(1+r) < W(1-t)$（$t_i=t$ の場合，$0.597624 < 0.6$）[8] である。所得課税の世界では甲氏より乙氏が不利（即時消費より投資が不利）となる。

消費課税の世界での乙氏の第 1 年度の消費可能額は $W(1+r)(1-t_c)$ である。その第 0 年度の割引現在価値は $W(1+r)(1-t_c)/(1+r)=W(1-t)$ である。甲氏と乙氏との間に有利不利が無い（即時消費と投資との間に有利不利が無い）。

## 2.2. 理想的所得課税と理想的消費課税の違い

**2.1.** 節は所得課税・消費課税の違いを利子課税の有無で説明した。しかし，実際の投資収益の全要素について所得課税と消費課税とで前節で見た違いが生じる訳ではない。投資収益＝①無リスク収益部分＋②リスク収益部分＋③レント部分＋④インフレ部分のうち，理想的所得課税は①③に課税し②④に課税しない。理想的消費課税は③に課税し①②④に課税しない。理想的所得課税と理想的消費課税の違いは①無リスク収益部分の課税の有無だけである[9]。更に，無リスク収益は量的に大きくない（年 1％程か未満）[10]。本稿は，①無リスク収益に焦点を当てる[11]。

---

8） 本稿 **2.1.** 節参照。

9） 中里ら・註 5）242 頁（神山弘行執筆），増井良啓『租税法入門 2 版』175-177 頁（有斐閣，2018），David A. Weisbach, The（Non）Taxation of Risk, 58 Tax Law Review 1-57（2004）参照。

10） 増井・註 9）175 頁，Joseph Bankman & Thomas Griffith, Is the Debate Between an Income Tax and a Consumption Tax a Debate About Risk? Does it Matter?, 47 Tax Law Review 377-406（1992）参照。

11） 浅妻・註 2 では，現実世界における投資をイメージするため，$r$=4％という数値を仮置きした。本稿では，理念的考察に専念し，time value of money（金銭の時間的価値）部分に焦点を当てるため，註 10 に従い，$r$=1％という数値を仮置きする。尤も，$r$=4％か $r$=1％かの違いは，本稿の考察に関しては重要でないと推測している。

### 2.3.　機械を自己資本で購入し真の経済的減価償却に基づいて所得課税を受ける例

真の経済的減価償却（true economic depreciation, Samuelson depreciation[12]）に従った数値例を見る。

甲氏が機械を製造する。乙氏が第 0 年度に当該機械を購入し，乙氏が第 1 年度，第 2 年度，第 3 年度に順に減価償却前税引前事業収益 $I=1$ ずつを得るとする。当該機械は第 3 年度に無価値となるとする。税引前収益率・割引率 $r=1\%$（年複利）とする。無税の世界では，当該機械の第 0 年度末の割引現在価値は $\sum_{k=1}^{3}\frac{I}{(1+r)^k}=1/1.01+1/1.01^2+1/1.01^3=2.940985$ である。

所得課税の世界で乙氏が第 0 年度に自己資本 2.940985 を用意するために，$W=2.940985/(1-t_i)=4.901642$ の税引前賃金を稼ぎ，$4.901642t_i=1.960657$ の税を納め，税引後賃金 2.940985 を用意する。

機械の割引現在価値は第 1 年度，第 2 年度，第 3 年度に，順に，1.970395（$=1/1.01+1/1.01^2$），0.990099（$=1/1.01$），0 へと減価する。減価償却費は，順に，第 1 年度 0.970590（$=2.940985-1.970395$），第 2 年度 0.980296（$=1.970395-0.990099$），第 3 年度 0.990099（$=0.990099-0$）である。乙氏の課税所得は減価償却前税引前事業収益 1 から減価償却費を控除して求めるので，順に，第 1 年度 0.029410（$=1-0.970590$），第 2 年度 0.019704（$=1-0.980296$），第 3 年度 0.009901（$=1-0.990099$）である。所得税額は，順に，第 1 年度 $0.011764\ (=0.029410t_i)$，第 2 年度 $0.007882\ (=0.019704t_i)$，第 3 年度 $0.003960\ (=0.009901t_i)$ となる（次々頁の表を参照）。

### 2.4.　預金利子の所得課税の例

所得課税の世界で丙氏が乙氏と同様に第 0 年度に税引前賃金 $W=4.901642$ を稼ぐとする。丙氏は第 0 年度に 1.960657（$=4.901642t_i$）の税を納め，残額 2.940985（$=4.901642\ (1-t_i)$）を預金し，第 1 年度，第 2 年度，第 3 年度に 1 ずつ引き落とすと想定する。利子所得は，順に，第 1 年度 0.029410（$=2.940985\times1\%$），第 2 年度 0.019704（$=(2.940985\times1.01-1)\times1\%=$

12）Paul A. Samuelson, Tax Deductibility of Economic Depreciation to Insure Invariant Valuations, 72 Journal of Political Economy 604-606（1964），金子ら・註 7）486 頁（増井）。

1.970395×1%），第 3 年度 0.009901（＝（1.970395×1.01−1）×1% ＝ 0.990099×1%）となる。第 3 年度に預金残高は 0 となる。

**2.3.** 節の真の経済的減価償却に基づく所得課税の結果と，**2.4.** 節における預金利子の所得課税の結果は，数理的に等しい（次頁の表を参照）。

## 2.5. 機械購入資金を負債で調達し真の経済的減価償却に基づいて所得課税を受ける例

所得課税の世界で乙氏が第 0 年度に丙氏から 2.940985 を借り **2.3.** 節と同様の機械を購入すると想定する（**2.5.** 節で乙氏の税引前賃金 $W$ はあってもなくても変わりがない）。乙氏は第 1 年度，第 2 年度，第 3 年度に減価償却前利子支払前事業収益を毎年 $I=1$ ずつを稼得し，丙氏に毎年 1 ずつを返済する。**2.5.** 節の乙氏の減価償却後利子控除前の事業収益は，**2.3.** 節の乙氏の所得額と同額である。**2.5.** 節の乙氏の利子支払は **2.4.** 節の丙氏の利子所得と同額である。従って，**2.5.** 節の乙氏の減価償却後利子控除後の所得は第 1 年度，第 2 年度，第 3 年度において何れも 0 である。

## 2.6. 機械を自己資本で購入し消費課税（expensing 方式）を受ける例

乙氏が第 0 年度に自己資本で **2.3.** 節と同様の機械を購入するが，expensing 方式の消費課税（税率 $t_c=40\%$）が適用されるとする。乙氏の第 0 年度の税引前賃金 $W=4.901642$ から機械購入資金 2.940985 が費用として控除されるので，乙氏は $4.901642-2.940985=1.960657$（$=W\{1-(1-t_c)\}=Wt_c$）が乙氏の第 0 年度の課税標準となり，$Wt_c(1-t_c)=1.960657(1-t_c)=1.176394$ が手元に残る。機械購入費用 2.940985 に税率 $t_c$ を乗じた 1.176394（$=W(1-t_c)t_c$）の租税負担減の恩恵が expensing 方式下で生じるとも説明できる。

乙氏は第 1 年度，第 2 年度，第 3 年度に税引前収益 $I=1$ ずつを稼得する。毎年すぐさま消費に充てるとすると，毎年 $I\times t_c=0.4$ ずつの税を納める。将来租税負担の第 0 年度の割引現在価値は $\sum_{k=1}^{3}\frac{I\times t_c}{(1+r)^k}=0.4/1.01+0.4/1.01^2+0.4/1.01^3=1.176394$ である。この値は，前段落で算出した expensing 方式による第 0 年度の租税負担減の恩恵と釣り合う。つまり，乙氏の機械への投資について経済実質的に租税負担が無いといえる。この意味で expensing 方式は time value of money 非課税である。（次頁の表を参照）

下の表の，**2.6.** 節の第 0 年度から第 3 年度にかけての税額（ゴシックの数字）の第 0 年度における割引現在価値は，$0.784263+0.4/1.01+0.4/1.01^2+0.4/1.01^3=0.784263+1.176394=1.960657$（$=Wt_ct_c+\sum_{k=1}^{3}\frac{It_c}{(1+r)^k}$）である。これは，下の表の **2.3.** 節の第 0 年度の税額 1.960657（$=Wt_i$）（ゴシックの数字）と同額である。所得課税が利子に課税する体系であるという意味は，下の表の **2.3.** 節の第 1 年度から第 3 年度にかけての税額が，表現している。

**2.3.** 節は所得課税の例である。**2.6.** 節は expensing 方式の消費課税の例である。加速度減価償却（accelerated depreciation）はこれらの間に位置付けられる。減価償却が早ければ早いほど（但し **2.6.** 節よりは遅いとする[13]）経済実質的には消費課税に近付き，減価償却が遅ければ遅いほど（但し **2.3.** 節よりは早いとする[14]）所得課税に近付く。

**真の経済的減価償却（2.3. 節），預金利子（2.4. 節），expensing 方式（2.6. 節）の比較**

| 年 | 真の経済的減価償却（**2.3.** 節） | | | | 預金利子（**2.4.** 節） | | | expensing 方式（**2.6.** 節） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 現在価値 | 減価償却 | 所得 | 税額 | 預金残高 | 所得 | 税額 | 費用 | 所得 | 税額 |
| 0 | 2.940985 | — | 4.901642 | **1.960657** | 2.940985 | 4.901642 | 1.960657 | 2.940985 | 1.960657 | **0.784263** |
| 1 | 1.970395 | 0.970590 | 0.029410 | 0.011764 | 1.970395 | 0.029410 | 0.011764 | 0 | 1 | **0.4** |
| 2 | 0.990099 | 0.950296 | 0.019704 | 0.007882 | 0.990099 | 0.019704 | 0.007882 | 0 | 1 | **0.4** |
| 3 | 0 | 0.990099 | 0.009901 | 0.003960 | 0 | 0.009901 | 0.003960 | 0 | 1 | **0.4** |

13）**2.6.** 節より減価償却が早い税制は，想像しえないではない。expensing 方式で課税することと機械購入時に【購入額×$t$】の税額控除を認めることが，数理的に同等であるところ，機械購入時に【購入額×$t$】より多額の補助金を与えることが，**2.6.** 節より減価償却が早い税制に相当する税制である。

14）**2.3.** 節より減価償却が遅い税制は，想像しえないではない。付加価値概念につき，消費型付加価値（expensing 方式と同様），所得型付加価値（真の経済的減価償却と同様），GNP 型付加価値（機械等の資本財の購入に関し一切控除を認めない）の 3 種が想定されるところ，GNP 型付加価値を課税標準とする税制または GNP 型付加価値と所得型付加価値の間に位置する値を課税標準とする税制は，**2.3.** 節より減価償却が遅い税制に相当する税制である。本稿は所得課税と消費課税との違い（付加価値に関しては消費型付加価値と所得型付加価値との違い）に焦点を当てるため，GNP 型付加価値には深入りしない。

## 3. 耐用期間無限の資産の価格と所得課税・消費課税

### 3.1. 耐用期間が長くなると

耐用期間 $n$ 年の機械（毎年減価償却前税引前事業収益 $I=1$ をもたらし第 $n$ 年に無価値となる）を第 0 年度に購入した場合，第 1 年度の減価償却費は次の式で算出できる（$r=1\%$）。

$$\sum_{k=1}^{n}\frac{I}{(1+r)^k}-\sum_{k=1}^{n-1}\frac{I}{(1+r)^k}=\left(\frac{I}{r}\right)\left(1-\frac{1}{(1+r)^n}\right)-\left(\frac{I}{r}\right)\left(1-\frac{1}{(1+r)^{n-1}}\right)=\frac{I/r}{1.01^{n-1}}-\frac{I/r}{1.01^n}$$

この式から分かるように，耐用期間が長くなると，減価償却費は 0 に近付き，課税所得は $I=1$ に近付く。耐用期間が無限ならば毎年の減価償却費は 0 となり，毎年の課税所得は $I=1$ となる。そこで，次節以降，耐用期間が無限の場面を想定する。

### 3.2. 耐用期間無限で消費課税（expensing 方式）の例

甲氏が 0（購入当時の適正価格であるとする）で購入した無価値の原野を開墾し，将来永遠に毎年度税引前収益 $I=1$ ずつをもたらす農地にしたと想定する。第 0 年度に甲氏が当該農地を乙氏に売却した。無税の世界での地価 $V$ は，

$$V=\sum_{k=1}^{\infty}\frac{I}{(1+r)^k}=1/(1+r)^1+1/(1+r)^2+1/(1+r)^3+\cdots+1/(1+r)^{\infty}=I/r=100$$

である。

先ず計算が容易な消費課税（expensing 方式）の世界を仮定する。乙氏は毎年度税引前収益 1 を得て 0.4 の税を納める。毎年度税引後収益は 0.6 である。$I(1-t_c)/r=60$ であるが，地価 $V=60$ とはいえない。$Vt_c$ の租税負担減の利益を乙氏は第 0 年度に得る。乙氏は，将来の租税負担の割引現在価値と農地購入時の租税負担減の利益とが釣り合う水準まで $V$ の上昇に耐えられる。乙氏の将来の毎年の租税負担 0.4 の第 0 年度末における割引現在価値は $It_c/r=40$ である。$Vt_c=40$ となる $V$ は 100 である。乙氏が 100 より低い価格を提示したら別の潜在的買い手（例えば丁氏と呼ぶ）に負けてしまう。**2.6.** 節と同様，この農地を 100 で購入する乙氏は経済実質的には租税負担を負わない。

### 3.3.　耐用期間無限で所得課税で税引前割引率 $r$ の例

第 0 年度に乙氏が甲氏に $V=I(1-t_i)/r=60$ を支払い農地を購入する。乙氏の将来の毎年の 0.4 の租税負担の割引現在価値が甲氏に帰着する。甲氏は $60t_i=24(=(I/r)(1-t_i)t_i)$ の税を納め，36（$=(I/r)(1-t_i)(1-t_i)$）を消費することができる。

### 3.4.　耐用期間無限で所得課税で税引後割引率 $r(1-t)$ の例

しかし，公共経済学の教科書的説明によれば[15]，自己資本で農地等の資本財を購入する際の割引率について税引後割引率 $r(1-t)$ を用いることとされている[16]。なぜなら，農地の買い手（例えば丁氏と呼ぶ）が負債で資金調達した場合，将来の time value of money 部分の収益に係る租税負担が消えるので（**2.5.** 節参照），$I/r=100$ の価格を提示することができ（つまり負債で資金調達する買い手にとっての割引率について税引前割引率 $r$ を用いることとされている），乙氏が自己資本で農地を購入する場合も，乙氏は $I(1-t_i)/r(1-t_i)=I/r=100$ を提示しないと，買い負けてしまうからである。

この場合，人によって所得課税の税率が異なっていても[17]，地価 $V$ は変動しない。乙氏の所得課税の税率を $t_{i乙}$ と表記するとき，$V=I(1-t_{i乙})/r(1-t_{i乙})=I/r=100$ となり，$t_{i乙}$ が消えるからである。

しかし，こうした公共経済学の教科書的説明は，課税される主体が事業者（businesses）であると想定している。本稿は法人を扱わないので，個人企業のみを想定すれば，割引率について税引後割引率 $r(1-t)$ を用いるという説明は妥当するであろう。しかし，消費という選択肢も有する個人を想定した場合も税引後割引率 $r(1-t)$ を用いてよいのであろうか。これを次章で考察する。

---

15）　中里ら・註 5）171 頁（吉村政穂執筆）が引用する A. Atkinson and J. Stiglitz, LECTURES ON PUBLIC ECONOMICS 142-145（McGraw Hill, 1980）を確認できなかったので，2015 年版（Princeton University Press）117-120 頁を参照した。

16）　**2.3.** 節における機械の割引現在価値 2.940985 は，$1/1.01+1/1.01^2+1/1.01^3=2.940985$ として算出することもできるが，第 1 年～第 3 年の各年の税引前収益 $I=1$ から税額を控除した額の割引現在価値（税引後割引率 $r(1-t)$ を用いる）の合計，つまり $(1-0.011764)/1.006+(1-0.007882)/1.006^2+(1-0.003960)/1.006^3=2.940985$ として算出することもできる。

17）　ここでは，考察の簡単化のため，人によって税率が異なっていても，或る人の生涯の所得課税の税率は変わらないと想定しておく。年度によって税率が異なる場合，将来の税引後収益をその年度の税引後割引率で割り戻すので，或る人の生涯の所得課税の税率は変わらないという想定は，本稿の考察に影響を与えない。

## 4. 消費という選択肢も有する個人の割引率について税引後割引率 $r(1-t)$ を用いるか？

### 4.1. 税引後割引率 $r(1-t)$ を用いると所得課税が即時消費より投資を不利に扱うという説明が妥当しない

所得課税の世界の税引後割引率 $r(1-t)$ は，乙氏や丁氏（甲氏が農地を売却せずに自ら耕作し続ける場合も含む）といった買い手を事業者（消費という選択肢が無い）と想定し，将来収益について所得課税を免れる術が無いことを前提としていると思われる。しかし，個人は，住居を買う等，即時消費の選択肢がある。

もしも個人の割引率について税引前割引率 $r$ ではなく税引後割引率 $r(1-t)$ を用いるとすると，註 8 に係る本文は，【その第 0 年度の割引現在価値は $W(1-t_i)\{1+r(1-t_i)\}/(1+r) < W(1-t)$（$t_i=t$ の場合，$0.597624 < 0.6$）である。】から【その第 0 年度の割引現在価値は $W(1-t_i)\{1+r(1-t_i)\}/\{1+r(1-t_i)\}=W(1-t)$（$t_i=t$ の場合，$0.6=0.6$）である。】になる。とすると，所得課税が即時消費より投資を不利に扱う，という従来の教科書的説明が成立しなくなってしまう。即時消費と投資との比較において，所得課税の世界でも，割引率について税引後割引率 $r(1-t)$ ではなく税引前割引率 $r$ を用いることが前提とされている。

### 4.2. 即時消費と呼ばれるものも経済的実質としては投資というべき場合が多いのではないか

尤も，住居購入等は，実際の税制上は消費として扱われるけれども，即時消費ではなく経済的実質としては投資というべきであろう。農地購入なら所得課税に服するのに対し，日本法下では帰属所得非課税であるため住居購入なら yield exemption 方式の消費課税に服する，という違いは，農地購入と住居購入との間における経済的実質の違いの小ささに対応してない。

理想的所得課税を想定するならば，住居購入等についても帰属所得に課税する体系を想定すべきである。乙氏や丁氏（甲氏を含む）の，即時消費と農地購入（投資）の選択肢の比較という言い方は，正確ではない可能性がある。農地購入に匹敵する額の即時消費の選択肢は，皆無ではないが，無いに近い。旅行

等の即時消費の選択肢はあるものの，経済政策上無視できる程度の規模であろう。

### 4.3.　理想的所得課税と理想的消費課税との比較

理想的所得課税の世界を想定し，農地購入という投資であっても住居購入という投資であってもその他の如何なる投資であっても，将来収益に時価主義で課税されるならば[18)]，自己資本での投資について税引後割引率 $r(1-t)$ で計算しないと，負債での投資（その場合，税引前割引率 $r$ を用いる）と適切に比較できない。

かような理想的所得課税の世界では，心理的な時間選好（psychic time preference）が税制によって受ける影響が無視できるレベルで小さいとしたら，税引前割引率 $r$ が理想的消費課税の世界よりも高くなると思われる。理想的消費課税（税率 $t_c$）の世界の税引前割引率 $r$ を $r_c$ と呼び，理想的所得課税（税率 $t_i$）の世界の税引前割引率 $r$ を $r_i$ と呼ぶと想定する。また，税の所得効果を補償するため $t_i < t_c$ も仮定することとなろう。この場合，$r_i(1-t_i)$ が $r_c$ に近付くようになり，$r_i$ が $r_c$ よりも高い値となると思われる。この段落が本稿の肝であり，論証不充分な仮説である。

もし，理想的所得課税か理想的消費課税かで税引前割引率 $r$ が調整されるならば，理想的所得課税と理想的消費課税の違いは無リスク収益率（それは税引前割引率 $r$ と同じと本稿では想定している）部分の課税の有無の違いである，という従来の説明に関し，理想的所得課税と理想的消費課税との違いは教科書的説明より更に小さい，ということができよう。

税の所得効果の補償を考えるためには（ラフに言い換えると，税収中立性を仮定するためには），無税の世界ではなく消費課税の世界を比較の出発点とした方が分かりやすいと思われるので，消費課税の世界から考察する。

消費課税の世界で $r_c=1\%$ ならば，地価 $V$ は（$t_c$ と無関係に）100（$=I/r_c$）のままである（**3.2.** 節参照）。

所得課税の世界で $t_i=40\%$，$r_i=1.\dot{6}\%$，$r_i(1-t_i)=1\%$ ならば，地価 $V=I(1-t_i)/r_i(1-t_i)=0.6/1\%=60$ となり，**3.3.** 節（税引前割引率 $r=1\%$）の計算

18）勉強等，人的資本への投資（現行法下では消費扱い）についても，現行法は賃金稼得時課税すなわち実現主義であるが，ここでは時価主義を要請する。

例と変わらないかもしれない。$t_i < t_c = 40\%$ ならば，$V = I(1-t_i)/r_i(1-t_i)$ は $60 < V < 100$ となり，**3.3.** 節と **3.4.** 節の計算例の間の値になるかもしれない[19]。

## 5. 残された課題

近年の租税法学では，所得課税と消費課税との違いを意識しつつ立法論を考える場合，負債によるポートフォリオ調整のため，税引前割引率 $r=4\%$ 程を仮置きすることが多い[20]。$r=4\%$ 程の値は，無リスク収益率ではなく正常収益（normal return）率を想定している[21]。本稿は机上の空論であるが，現実世界で expensing 方式を採用したら，所得課税の世界と比べ，$r$ の値が変わる（下がる）かもしれないということと，所得課税・消費課税の違いとの関係を考えねばならない。

本稿では，time value of money に焦点を当てるため，（一部だけ人による税率の違いを想定したものの）誰が機械や農地等の資本財を使うかによって事業収益が変わってくるかもしれないという要素を捨象した。そのため，甲氏が機械や農地を売らないで自分で耕作してもよい筈であり，甲氏が乙氏に機械や農地を売る筈がない，という批判を本稿は受けることとなる。誰が所有するかで収益が変わってくることに関する資本所有中立性（capital ownership neutrality）の観点を盛り込んだモデルの構築も将来の課題である。

本稿では，消費課税の世界で，yield exemption 方式と expensing 方式が同じ課税結果をもたらすと想定しているが，稼得時と消費時の税率の違いも現実世界では考えねばならない。生涯の賃金又は消費に対する累進税制という提案（averaging）もある一方，時代による財政需要の変動に対応するための年毎の

---

19） 本稿は，理想的所得課税の世界と理想的消費課税の世界で税引前割引率 $r$ の値が変わるかもしれない，と いう仮説を提示しているが，農地からの毎年の税引前収益 $I=1$ が変わるかもしれないと想定できないのか，という疑問が突きつけられるかもしれない。残念ながらこの疑問に対する応答の用意は整っていない。

20） Weisbach・註 9）13 頁（risk-free return と書いているが）。

21） Edward D. Kleinbard, The Right Tax at the Right Time, 21 Florida Tax Review 208-388（2017）は COCA（cost of capital allowance）rate を「1 年国債 +300 basis point」（国内課税。253 頁），「4%」（国際課税。321 頁）と仮置きする。273 頁は「normal returns（正常収益）は必ずしも riskless returns（無リスク収益）ではない」と述べる。

課税の利点もありえ，難題である。

＊　本稿は日本学術振興会，基盤研究(B)（一般）課題番号 18H00804 の支援の成果の一つです。